

第三者評価表〔公表用〕

施設名	県民公園太閤山ランド
指定管理者	公益財団法人富山県民福祉公園
指定管理期間	平成29年度～令和3年度
評価対象年度	平成29年度、平成30年度
所管課	都市計画課

評価年月：令和元年10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.2
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		植物管理及び清掃管理について、良好な維持管理業務が計画どおり実施されているか	3.0
		各施設・設備及び備品の良好な管理・補修業務が計画どおり実施されているか	2.0
		公園内の良好な監視・警備業務が計画どおり実施されているか	2.2
安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0		
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適切かつ確実にするための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実にを行うだけの経営基盤を維持しているか	2.8
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.0
総合評価			A

※評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したものである。
 ※評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・植物管理について、事業計画を上回った回数の芝刈りを行うなど、良好な維持管理業務を実施している点が評価できる。 ・利用促進に向けて、地元の関係団体と連携しながら、長年にわたってあじさい祭りや左義長まつり等を実施している点が評価できる。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施や利用者団体からの意見聴取等により利用者ニーズの把握と分析に努め、引き続き魅力向上のための各種企画等に取り組んでほしい。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分にこなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理状況やイベント実施状況の確認など、年間6回程度、現地確認をしている。
指定管理者との連携状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、事業計画や事業報告の内容について協議・確認するとともに、利用者からの苦情や意見については、適宜、県と指定管理者とが相談、報告等を行うなど、連携して管理を行っている。
モニタリングは適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回、事業報告に係るヒアリングを行い、指定管理者からアンケート調査結果の報告を受けている。 ・また、毎月、指定管理者から提出される月報により、利用者からどのような要望や意見が寄せられているか確認している。